

クラブに関する細則

第1条 本細則は、学友会会則の補則の2に基づき、これを定める。

第2条 クラブを設立しようとするときは、次の事項を記載した「学生団体設立願」を文化部長もしくは運動部長を経由して会長に提出しなければならない。

- 1 クラブの名称、目的および規約
- 2 希望する顧問の氏名
- 3 予定するクラブ長の氏名および部員氏名
- 4 クラブの活動計画

第3条 クラブ設置の認可は、役員会の議を経て大学の承認を受けなければならない。

第4条 クラブの設置および存続には、顧問（本学教職員）1名と部員3名以上がなければならない。

第5条 各クラブは、年度はじめに「学生団体継続願」を文化部長又は運動部長を通じて会長に提出し、大学の承認を得なければならない。

「学生団体継続願」には、次の事項を記載するものとする。

- 1 クラブ顧問ならびにクラブ長の氏名
- 2 部員名簿（学年、クラス、氏名）
- 3 前年度活動概況と本年度活動計画
- 4 クラブ活動決算書、同予算書

第6条 顧問の変更、規約の改廃、クラブの廃止その他の変更があるときは、直ちにその旨を文化部長もしくは運動部長を通じて、会長に報告しなければならない。

第7条 その活動等が本会の目的に沿わないと認められるクラブは、役員会の議を経て、大学の承認を受け、解散させることがある。

第8条 会員の所属するクラブは、2クラブ以内とする。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。